

令和4年
第2回 舟橋村議会臨時会会議録（第1号）

令和4年10月26日（水曜日）

議 事 日 程

令和4年10月26日 午前10時00分 開議

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長の選挙
- 日程第3 議席の指定
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 会期の決定
- 日程第6 副議長の選挙
- 日程第7 常任委員会委員の選任
- 日程第8 議会運営委員会委員の選任
- 日程第9 議会広報特別委員会の設置並びに委員の選任
- 日程第10 地方創生特別委員会の設置並びに委員の選任
- 日程第11 富山地区広域圏事務組合議会議員の選挙
- 日程第12 中新川広域行政事務組合議会議員の選挙
- 日程第13 富山県東部消防組合議会議員の選挙
- 日程第14 議案第31号 専決処分の承認を求める件
- 日程第15 議案第32号 舟橋村監査委員選任の件
- 追加日程第1 議員提出議案第4号 古越邦男村長に対する不信任決議
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（7名）

1番 酒井信行君

2番 古川元規君
3番 加藤智恵子君
4番 田村馨君
5番 森弘秋君
6番 竹島貴行君
7番 前原英石君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村長 古越邦男君
教育長 早川誠一君
総務課長 松本良樹君
生活環境課長 田中勝君
会計管理者 林輝君

職務のため出席した事務局職員

事務局長 松本良樹
事務局係長 喜田義樹

○事務局係長（喜田義樹） 議会事務局の喜田です。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、森 弘秋議員が年長でございますので、ご紹介申し上げます。

〔森 弘秋議員が議長席に着く〕

○臨時議長（森 弘秋君） おはようございます。ただいまご紹介をいただきました森 弘秋であります。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時議長の職務を行います。

何とぞ議員各位のご協力をお願いいたします。

午前10時02分 開会

開 会 の 宣 告

○臨時議長（森 弘秋君） ただいまの出席議員は7人です。定足数に達していますので、ただいまから令和4年第2回舟橋村議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

仮 議 席 の 指 定

○臨時議長（森 弘秋君） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席のとおりといたします。

議 長 の 選 挙

○臨時議長（森 弘秋君） 日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りします。

議長の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（森 弘秋君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、臨時議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（森 弘秋君） ご異議なしと認めます。

したがって、臨時議長が指名することに決定しました。

議長に

前 原 英 石 君

を指名します。

お諮りします。

ただいま臨時議長が指名しました前原英石君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（森 弘秋君） ご異議なしと認めます。

したがって、前原英石君が議長に当選されました。

前原英石君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

議長に当選されました前原英石君からご挨拶があります。

前原英石君。

○（前原英石君） お許しをいただきまして、一言ご挨拶を申し上げます。

村民の皆様には、日頃から舟橋村議会に対しまして深いご理解とご協力を賜り、心より感謝を申し上げます。

このたび議員の皆様よりご推挙を賜り、平成26年、2014年6月の議長就任以来2度目の舟橋村議会議長に就任をさせていただきました。このことは誠に光栄であり、心より感謝を申し上げますとともに、改めてその職責の重さに身の引き締まる思いをしております。

もとより微力ではございますが、前回務めさせていただいた舟橋村議会議長をはじめ富山県町村議長会会長、北信越町村議長会会長を務めた経験、そして人脈を生かし、決意を新たに公正で円滑な議会運営に努め、議会の活性化を進めてまいりたいと思ってお

ります。

現在舟橋村は、皆様ご存じのとおり、混迷が続いております。このようなタイミングでの議長登板ですが、議会の皆さんとともに一丸となってこの難局を乗り越え、課題解決に向け取り組んでいく所存であります。

議会として、課題解決に向け、まず最優先に取り組むべきことは何か、またできることは何かについての議論から始めていかなければならないものと思っております。同時に、多様化する住民ニーズに応じていけるよう、議会の本来の使命である執行機関の監視及び評価、政策提言・立案の機能を果たすとともに、執行機関と議会が一体となって舟橋村の発展と住民福祉の向上を図り、安心・安全な舟橋村を、議会として総力を挙げて構築していかなければならないものと考えております。

結びに、改めて村民の皆様の声を村政に十分反映させ、やっぱり舟橋村に住んでよかったと言われるような、住民の皆さんが誇りを持てるまちづくり推進のために努力してまいります。

今後とも皆様のご指導とご協力をお願い申し上げまして、議長就任の挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○臨時議長（森 弘秋君） ここで、暫時休憩いたします。

午前10時07分 休憩

〔休憩中に臨時議長が退席、前原英石君が議長席に着く〕

午前10時08分 再開

○議長（前原英石君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 席 の 指 定

○議長（前原英石君） 日程第3 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定します。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（前原英石君） 日程第4 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により

1番 酒井 信行 君

2番 古川 元規 君

を指名します。

会 期 の 決 定

○議長（前原英石君） 日程第5 会期の決定について議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日とし、審議の終了までとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

本臨時会の会期は本日1日とし、審議終了までと決定しました。

副 議 長 の 選 挙

○議長（前原英石君） 日程第6 副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は議長が指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に

古川 元規 君

を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました古川元規君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

したがって、古川元規君が副議長に当選されました。

古川元規君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、本席から当選の告知をします。

副議長に当選されました古川元規君からご挨拶があります。

古川元規君。

○（古川元規君） ただいま副議長に当選をさせていただきました古川元規です。

ご存じのとおり、今舟橋村は、全国でも31例目となる不信任決議案可決、そしてその後の解散選挙という形で、未曾有で非常に揺れているという状態でございます。

いつになく注目を集めるこの議会、またベテランの前原議長を支えまして、かつ、最年少の議員としての若い視点からの提言なども行いながら、村政に全力で貢献することをお誓い申し上げまして、簡単ではございますが、副議長就任の挨拶とさせていただきます。

今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

常 任 委 員 会 委 員 の 選 任

○議長（前原英石君） 日程第7 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任の方法は、委員会条例第6条第1項の規定により、議長が指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

それでは、総務教育常任委員会委員に

森 弘 秋 君

田 村 馨 君

酒 井 信 行 君

前 原 英 石

以上 4 人を

産業厚生常任委員会委員に

竹 島 貴 行 君

加 藤 智 恵 子 君

古 川 元 規 君

前 原 英 石

以上 4 人をそれぞれ指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

ただいま指名しましたそれぞれの常任委員会委員は、議長が指名したとおり決定しました。

議 会 運 営 委 員 会 委 員 の 選 任

○議長（前原英石君） 日程第 8 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任の方法は、委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、議長が指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

それでは、議会運営委員会委員に

竹 島 貴 行 君

森 弘 秋 君

酒 井 信 行 君

以上 3 人を指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました議会運営委員会委員は、議長が指名したとおり決定しました。

議 会 広 報 特 別 委 員 会 の 設 置 並 び に 委 員 の 選 任

○議長（前原英石君） 日程第9 議会広報特別委員会の設置並びに委員の選任の件を議題といたします。

お諮りします。

議会広報に関する編集・調査を行うため、委員会条例第5条の規定により、4人の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託の上、調査を終了するまで閉会中の継続調査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

お諮りします。

議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、議長が指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

それでは、議会広報特別委員会委員に

田 村 馨 君

古 川 元 規 君

酒 井 信 行 君

前 原 英 石

以上4人を指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました4人の諸君を議会広報特別委員会委員に選任することに決定しました。

地方創生特別委員会の設置並びに委員の選任

○議長（前原英石君） 日程第10 地方創生特別委員会の設置並びに委員の選任の件を議題といたします。

お諮りします。

地方創生に関する調査研究及び諸施策への対応等の検討を行うため、委員会条例第5

条の規定により、4人の委員をもって構成する地方創生特別委員会を設置し、これに付託の上、調査を終了するまで閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りします。

地方創生特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、議長が指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

それでは、地方創生特別委員会委員に

竹 島 貴 行 君

田 村 馨 君

加 藤 智恵子 君

古 川 元 規 君

以上4人を指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました4人の諸君を地方創生特別委員会委員に選任することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時17分 再開

○議長（前原英石君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員会委員長、副委員長の互選結果の報告

○議長（前原英石君） 休憩中に、各常任委員会、議会運営委員会、議会広報特別委員会並びに地方創生特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果を報告いたします。

総務教育常任委員会委員長に	森	弘	秋	君	
同副委員長に	前	原	英	石	
産業厚生常任委員会委員長に	加	藤	智	恵子	君
同副委員長に	前	原	英	石	
議会運営委員会委員長に	竹	島	貴	行	君
同副委員長に	森	弘	秋	君	
議会広報特別委員会委員長に	古	川	元	規	君
同副委員長に	前	原	英	石	
地方創生特別委員会委員長に	竹	島	貴	行	君
同副委員長に	加	藤	智	恵子	君

以上のとおり互選されました。

富山地区広域圏事務組合議会議員の選挙

○議長（前原英石君） 日程第11 富山地区広域圏事務組合議会議員の選挙を行います。
お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

富山地区広域圏事務組合議会議員に

前 原 英 石

を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました前原英石を富山地区広域圏事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

したがって、前原英石が富山地区広域圏事務組合議会議員に当選しました。

ただいま富山地区広域圏事務組合議会議員に当選しました前原英石が議場におりますので、会議規則第33条第2項の規定により、本席から当選の告知をします。

中新川広域行政事務組合議会議員の選挙

○議長（前原英石君） 日程第12 中新川広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

中新川広域行政事務組合議会議員に

田 村 馨 君

加 藤 智恵子 君

酒 井 信 行 君

を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました3名を中新川広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3名が中新川広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました3名が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、本席から当選の告知をします。

富山県東部消防組合議会議員の選挙

○議長（前原英石君） 日程第13 富山県東部消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

富山県東部消防組合議会議員に

森 弘 秋 君

前 原 英 石

を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました2名を富山県東部消防組合議会議員の当選人と定める

ことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました2名が富山県東部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました2名が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、本席から当選の告知をします。

議案第31号、議案第32号

○議長（前原英石君） 日程第14 議案第31号 専決処分の承認を求める件、日程第15 議案第32号 舟橋村監査委員選任の件、以上2件を一括議題といたします。村長より提案理由の説明を求めます。

村長 古越邦男君。

（提案理由の説明）

○村長（古越邦男君） 先般執行されました村議会議員選挙後の最初の村議会に当たりまして、提案理由の説明に先立ち、ご挨拶を申し上げます。

まず、議員の皆様、ご当選おめでとうございます。心からお祝いを申し上げますとともに、村民の負託に応え、夢と希望に満ちたまちづくりの実現のため、ご健勝にてご活躍されますようご祈念申し上げます。

また、今ほど前原議長並びに古川副議長がご就任をされましたことに対し、心からお喜びを申し上げます。

今回の議案にもある新型コロナウイルスに関してであります。

夏頃には県内でも1,000人を優に超え3,000人に迫ることもありました。最近では500人前後で推移しており、感染状況は落ち着いていると思われませんが、冬期間に入ることでインフルエンザとの同時流行等が懸念されております。

そのような中で、本村でも、国の方針に合わせて上市町さんと連携しながら、ワクチン接種に努めてまいりました。オミクロン株対応のワクチン接種が開始されており、先般接種間隔が短縮され、3か月となったことから、既に4回目の接種を受けた高齢者や医療従事者等に対しましても、今月中には順次接種券の送付を開始いたします。また、

これまで接種の対象となっていなかった乳幼児に関しましても、11月からの接種開始を予定していることから、今月中に接種券を送付いたします。

いずれも、接種を希望される方に対しては、なるべく早く接種していただけるように取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日ご提案いたしました案件につきまして、ご説明申し上げます。

議案第31号 専決処分の承認を求める件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、条例案件1件、予算案件1件をそれぞれ専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

議案第32号 舟橋村監査委員会委員選任の件につきましては、新たに、舟橋村舟橋100番地1、森 弘秋さん、生年月日は昭和18年7月1日生まれを選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前原英石君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

〔休憩中に全員協議会を開催〕

午前10時56分 再開

○議長（前原英石君） ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

（質 疑）

○議長（前原英石君） これより、議案31号及び議案第32号の2件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

以上の案件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

（討論）

○議長（前原英石君） これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） 討論がないようですから、討論を終わります。

（採決）

○議長（前原英石君） これより採決いたします。

まず、議案第31号 専決処分の承認を求める件について採決します。

この案件について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（前原英石君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 舟橋村監査委員選任の件について採決します。

この案件について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり同意することに決定しました。

日 程 の 追 加

○議長（前原英石君） お諮りします。

ただいま竹島貴行君から議員提出議案第4号 古越邦男村長に対する不信任決議が提出されました。

これを日程に追加し、議員提出議案第4号を追加日程第1として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第4号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

議 員 提 出 議 案 第 4 号

○議長（前原英石君） 追加日程第1 議員提出議案第4号 古越邦男村長に対する不信任決議について議題とします。

（提案理由の説明）

○議長（前原英石君） 提案理由の説明を求めます。

6番 竹島貴行君。

○6番（竹島貴行君） それでは、私のほうから、古越邦男村長に対する不信任決議を提出いたします。

この議案は会議規則第14条第2項の規定により提出するものであります。提出者、竹島貴行、賛成者、森 弘秋君、それから賛成者、加藤智恵子君、賛成者、古川元規君であります。

それでは、提案理由を述べさせていただきます。

前議会の9月定例議会最終日の16日に、私は古越邦男村長の不信任決議を2名の賛同者とともに追加議案として提出し、議長を含めた出席議員全員が賛成し、不信任案が可決されました。この全会一致の可決は、小さな村である舟橋村においては非常に大きな意味合いがあると思うが、議会閉会後に古越邦男村長は、権力の濫用とも思える使い方、いとも簡単に議会の解散を行った。

その結果、新たな村議会議員選挙が10月18日に告示され、選挙戦に突入した。今回の選挙の論点は、不祥事続きの舟橋村を正常な形に導くため、議会として議員としてどう考えるか、そして前議会が古越邦男村長に不信任を突きつけたことへの是非、そして村長が議会の解散したことへの是非を村民の皆さんに問うことであつたと考えているが、村長は、この選挙に自分の失職を阻止するため、議員立候補者の擁立をマスコミに述べていたがかなわず、定数7人の選挙に対し、立候補者は前職5人と元職1人、新人1人の無投票という結果に終わった。

このことで、改めて地方議員の成り手不足問題が露呈したと言えるが、村長として立候補者を擁立すると表明した以上、言質は重いものであり、これが村に混乱を招いたことは無責任のそしりを免れない。そして、投票という民意を引き出すための選挙目的が達せられなかったことは、非常に残念であったと言わざるを得ない。

また、前議会の解散から今回の選挙までに、農業法人への補助金不正支給問題が新たに浮上り、マスコミのインタビューで、村長自身、このことを知っていたことを明かし、厳正な対処もせぬまま事態を見過ごしてきたことについて、職員が一生懸命仕事をしているからと説明していた。これを見ていた村民は、今後新たな不祥事も出てくるのではないかと心配し、関心を寄せている。このことは前議会での不信任決議理由と合わせ、改めて村長の職務姿勢に重なるものであり、村長としての資質が問われる不信任理由となってくる。

さらに、これまで古越邦男村長は体調不良を理由に早退を重ねてきたが、体調不良を示す診断書は村に提出されていたのだろうか。職員が体調不良を訴えた場合は医師の診断書提出を求めるが、村長なら許されるというものではないと考える。職員以上に体調管理を心がけ、村長としての職務に励む姿勢を村民は求めていると考える。その点もトップとしての資質が問われるものである。

以上、前議会の不信任決議理由に示したとおり、村政及び村民を混乱させ、誤りを正すことなく、全国に舟橋村のイメージを大きく損ねたことは、改めて村長として不適格である。そして、村政において責任を取るべき人が責任を取るといふごく当たり前の村政を取り戻すため、森 弘秋君、加藤智恵子君、古川元規君の賛同を得て、舟橋村議会は、ここに改めて古越邦男村長に対する不信任を決議する。

令和4年10月26日、舟橋村議会。

○議長（前原英石君） 提案理由の説明が終わりました。

（質 疑）

○議長（前原英石君） これより、この案件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

(討 論)

○議長（前原英石君） お諮りします。

本件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

これより、本案件に対する討論に入ります。

討論ありませんか。

4番 田村 馨君。

○4番（田村 馨君） それでは、4番田村です。ただいまより、本定例会に提出された議員提出議案第4号、古越邦男村長不信任決議案に対する賛成の討論を行います。

まずは、これまでの古越村長の村政への貢献に敬意を表します。同時に、この間のパワハラ問題などに関した村長不信任をめぐる経緯について所見を述べつつ、今回提出された不信任決議案に賛成せざるを得ないと考え、賛成の討論を行います。

今回のパワハラ問題に関して、現村長の責任は極めて重いものがあります。同時に、パワハラは10年以上前から続いていたものであり、前村長である故金森勝雄氏にも極めて重い責任があります。

私自身も、2015年から2019年までの4年間、村議会議員を務めましたが、そのとき役場内で横行していたパワハラを見抜くことができませんでした。私自身にもその責任の一端はがあると反省し、改めておわび申し上げます。

さて、まずこの間の古越村長の言動や行動が村長として責任を果たすような対応になっていたのかという点でございます。

先月9月15日に、日本共産党富山地区委員会と同じく日本共産党舟橋村支部で、古越村長に対してパワハラ問題に対する申入れを3点行いました。1つ目は、古越村長の責任は重大であるとともに、金森前村長時代にどういう立場で対応してきたのか。2つ目は、今回の事態を政争の具としてはならず、役場内に幹部職員から成る検証委員会を立ち上げ、検証する。3つ目は、村民が主人公の立場を貫き、全てを明らかにして、仮の名称でございしますが、「役場改革を村民とともに考える会」など、村民も一緒に参加できるものを開くことなどを提案いたしました。

申入れの2週間後の29日、村長から文書で回答をいただきました。しかし、その内

容については、まず第1の問題については、パワハラに積極的に関与したこともあるという事実。第2の、内部の検証委員会の立ち上げについては、第三者委員会の報告が出たから必要ないということ。第3の、村民の意見を聞いて改革を進めるということについては、必要ないということでした。総じて消極的で、全職員、村民とともにパワハラを根絶していこうという真摯な姿勢が見られないことです。

また、今月13日、19年度、村内の農事組合法人にドローンによる農薬散布の補助金、これを不正に支給していたことが明らかになりました。このことについて村長は、補助金は村のためになっている。不正ではない。返還や処分は考えていないと述べたと報道されています。村民から、不正は不正ではないのか。こういう考えと対応がパワハラを生んできたのではないのかなどと厳しい声が寄せられています。

また、同時に、議会や議員の責任、対応の検証と総括が必要なことは言うまでもありません。

地方自治体における村長と議会は、二元代表制の下、対等平等の関係であり、議会の役割として、健全で民主的な村政を発展させる立場から、議会が行政のチェック役をしっかりと果たすことが何より欠かせません。このことは、まさに議会と行政がお互い緊張感と節度を持って民主的な運営を進める生命線と言えるものです。

パワハラ問題で、2021年3月定例会で、亡くなられた杉田雅史議員が今後の再発防止策などについて一般質問され、その後の進捗状況などについても常任委員会で質問されておりました。

今回、9月初めに公表した第三者委員会による報告書が発表され、パワハラを容認してきた役場内での根深さが浮き彫りになりました。しかし、9月議会でこのパワハラ問題について真摯な議論が行われたのでしょうか。村政をチェックする役割を果たすなら、事の重大性に鑑み、直ちに議会に調査をするための何らかの委員会を設けて徹底的に調査し、責任を果たすことが求められていたのではないのでしょうか。

古越村長はパワハラへの対応を、第三者委員会が提言した7項目について年度内の実現を目指すとしていました。私は、議会・議員としてのこの問題の検証、そして村長自身の表明を見てくると、不信任決議案を出すタイミングが早過ぎたのではないかと個人的には思っています。議会の側もしっかり検証し、責任を果たす。当局も7項目などをしっかり具体化し、両方の到達や状況、村民の皆さんの思いなどをくみ上げ、不信任を提出するかどうか判断があって、不十分なら不信任案を提出するということがよかったです。

のでは思っております。

日本共産党は、先日行われた村議会選挙で独自の村民アンケートに取り組みました。回答された村民の方の多くが、今回のパワハラの問題について、1、現村長・前村長の責任は重大、2、幹部職員にも責任がある、3、見逃してきた村議会・議員にも責任があるに多く丸がされておりました。議会や議員にも責任があることは明白です。

不信任案が先に提出されたために、これらの検証などが不十分なままではないでしょうか。さらに、そのために村民の皆さんから様々な心配の声が上がっているのではないのでしょうか。

以上、今回のパワハラ問題では、まず1つ目、古越村長の責任が極めて重大であり、金森前村長、当時の議会にも極めて大きな責任があること。2つ目、古越村長のこの間の、村長として軽率で責任感の感じられない言動。3つ目、議会や議員の責任、対応の検証と総括が必要なことなどを考えると、私自身の責任も痛感しつつも、今回提出された村長不信任決議案には賛成せざるを得ないと申し述べておきます。

以上申し上げまして、今回の議員提案に対する賛成討論といたします。

○議長（前原英石君） ほかに討論はありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ないようですから、これで討論を終わります。

（採 決）

○議長（前原英石君） これより採決いたします。

村議会解散後、初めて招集された議会において、再度提出された古越邦男村長に対する不信任決議の表決につきましては、地方自治法第178条の規定により、議員数の3分の2以上の者が出席し、その過半数の者の同意で可決となります。

ただいまの出席議員数は7名です。議員数の3分の2以上であります。また、その過半数は4名であります。

この案件について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（前原英石君） 起立7名であります。

ただいまの起立者は所定数以上であります。

よって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

村長 古越邦男君の不信任議決については、地方自治法第178条の規定に基づき、議長から直ちに村長 古越邦男君に通知します。

閉 会 の 宣 告

○議長（前原英石君） 以上をもって本臨時会の全日程が終了しましたので、令和4年第2回舟橋村議会臨時会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前11時19分 閉会